

提出日 2020 年 1 月 27 日

2019 年度 琉球弧研究支援 報告書

研究テーマ：

「琉球家譜の研究—王家からの下賜品を中心に—」

氏 名：新田和馬 兼城夏芽 手登根美結
所属学部学科：法経学部法経学科地域社会コース

I. 初めに

沖縄がかつて琉球王国だった 1670 年頃、第二尚氏 11 代目国王である尚貞王が家臣団の筋目を把握するために家譜の提出を命じた。これが琉球王国における家譜制度成立の契機である。後に、こうした家譜提出命令によって、琉球士族の家格の差異がより明確化され、王城内での儀式的席次決定を裏付ける根拠ともなった。このような琉球家譜の作成は士¹のみに許可され、主に家系に関する事柄が記録された。琉球家譜は、首里王府内に設置された系図座²にて記載内容が逐一確認され承認されたことから、琉球では「公的文書」として扱われた³。

本研究を実施するにあたり、まずは私たち 3 人が、自分たちのルーツを示す家譜を探し出すことから始まった。3 人が 2019 年 4 月に 2 年ゼミ（基礎演習）で出会った当初、会話の中で、お互いが琉球王国時代に家譜作成を許可された家柄の子孫であったことが分かった。そこで、3 人の家譜を入手し、それを研究してみよう、というのが本研究の最初の動機である。調べてみると、那覇市歴史博物館などの公的機関に自分たちの家譜が収蔵されていることが分かり、早速赴いて収集した。ところが、よくよく調べてみると、3 人の家譜は、呉姓我那覇家の分家である呉姓新田家、王家と血縁関係のある首里士族の向姓名護家、首里新参士族の淑姓支流手登根家というふうに、同じ士族であっても、住居地が異なれば、それぞれの先祖の位階や役職に差があることが判明した。そこから、これらの差異は一体何なのか、こうした差異がそれぞれの家譜の内容にどのような影響を及ぼしているのかなど、調べれば調べるほど次々に疑問が湧いてきた。しかし本研究では、単に 3 人の違いを明示して終わるのではなく、出自が異なるからこそ、あえて 3 人の共通点を探ってみたいと考えるに至った。そのため本研究では、3 人の共通点である王族（尚家）から頂いた下賜品の解説・分析を行うこととした。果たしてこれらの下賜品は、位階によって内容に差が生じているのかどうか分析結果を以下に述べたいと思う。

II. 研究の目的、動機

本研究の目的は、3 人が所有する家譜を利用し、共通点を発見することである。そのきっかけは、基礎演習のゼミで「沖縄の名字と地名」について学習した際、それぞれのルーツを探す必要があり、その過程で琉球家譜と出会ったことである。共同で調査を進めるうちに、互いの先祖の共通点を探し出すと面白いのではないかと考え、本研究に至った。

III. 研究方法、地域、期間

(1) 研究方法

史料収集、文献調査、聞き取り調査、フィールド調査

¹ 士（サムレー）とは、士族のことを指す。主に首里・那覇に住居をかまえ、家譜の所有が認められた者。

² 系図座は琉球王国時代の家譜を取り扱う機関で、承認された家譜には系図座の押印がなされた。

³ 田名真之『琉球家譜の成立と門中』青木書店、2002 年。

(2) 期間

- 5月～8月 家譜史料閲覧と収集（場所：那覇市歴史博物館、沖縄県立図書館）
5月～11月 家譜の翻刻・解説・日本語訳、家譜に関する書籍・論文の読み込み
8月10日 フィールド調査（場所：那覇市首里周辺）
8月11日 " （場所：名護博物館、名護市立中央図書館）
9月 聞き取り調査（場所：沖縄県立図書館）
11月 『呉姓家譜支流新田家』関連史料を収集（場所：那覇市歴史博物館）
" 『新参淑姓家譜支流手登根家』関連家譜を収集（場所：那覇市歴史博物館）
11月8日 沖縄県立博物館館長 田名真之氏
特別講義「琉球の系図・家譜～その成立と特徴～」
（場所：沖縄大学大学院）

IV. 結果

那覇市歴史博物館所蔵の『呉姓家譜支流新田家』と『新参淑姓家譜支流手登根家』、沖縄県立図書館所蔵の『向姓家譜正統名護家』の3冊を解説・分析し、乾隆年間（1736～1795年）に絞って調査した。その結果、王家から多くの物品が下賜されたという共通項を発見することができた。さらに、下賜品の中でも事象に応じて種類を使い分けていたことが判明した。

下表は、漢文で書かれた原文を日本語に翻訳し、下賜された物品とその理由について抜萃し、まとめたものである。

表1 『呉姓支流新田家』乾隆年間事柄及び下賜品

人物名	年月日	事柄・下賜品
十世宗昌	乾隆19年（1754）甲戌 6月21日	王妃野嵩按司加那志が女大親となった際に、母真鶴が朝廷を参拝し、国王ならびに国祖母毛氏聞得大君加那志、国母馬氏佐敷按司加那志、王妃向氏野嵩按司加那志からそれぞれ女官が派遣され、御玉貫1双を賀賜された。
	乾隆20年（1755）乙亥 1月25日	年頭祝いの儀式として、母へ向氏野嵩按司加那志より御玉貫1双を賜った。
	乾隆20年（1757）丁丑 6月朔日	銭御蔵（の役人）となったので朝廷を参拝し、国王から使者が派遣され、御玉貫1双を賀賜された。
	乾隆25年（1760）庚辰 1月20日	母の葬送の日、国王ならびに国祖母毛氏聞得大君加那志、国母馬氏佐敷按司加那志、王妃向氏野嵩按司加那志からそれぞれ使者が派遣され、御香5本と御玉貫1双を祭賜された。

		また、御塩粥 1 器、御染物 2 重を賜った。
	乾隆 57 年（1792）壬子 閏 4 月 25 日	御近習相附役となったので朝廷を参拝し、国王ならびに向氏聞得大君加那志からそれぞれ使者が派遣され、御玉貫 1 双を賀賜された。
	乾隆 59 年（1794）甲寅 12 月朔日	宮古御蔵大屋子座敷に任ぜられたので朝廷を参拝した。その際、国王から使者が派遣され、御玉貫 1 双を賀賜された。

表 2 『向姓家譜正統名護』乾隆年間事柄及び下賜品

人物名	年月日	事柄・下賜品
三世朝榮	乾隆元年（1736）丙辰 1 月 6 日	天王寺の改修の功績の褒賞として、御掛物 1 幅を賜った。その日、下臣等が召し入れられ、下庫裡にて、御双紙庫理職向氏津瀬親雲上朝盛から天王寺の董督として素早く改修を終えたことを報告し、壮麗で立派だったとともに美しかったので良い物として褒賞されたと伝えられた。その功を労って物品を特別に賜った。
	乾隆 5 年（1740）庚申 4 月朔日	又三郎公が御元服ならびに一字御道具を拝領し、従四位下の待従に任ぜられ、御名を薩州公とし、御実名を宗信公と改め、代々松平の称号を叙任した。その御慶賀の儀式を勤めるため、薩州へ赴くよう命じられた。閏 5 月 4 日、南御殿にて餞別の宴を賜った。閏 5 月 5 日、国王から御書院当が派遣され、特別に太平布 3 疋、焼酎 1 壺を賜った。内院から御近習が派遣され、特別に官香 5 把、島紬 2 端、島紬上布 1 端、白細上布 1 端、綿子 2 把、焼酎 1 壺を賜った。また、国母毛氏聞得大君加那志から大親が派遣され、特別に官香 5 把、島紬 1 端、焼酎小壺 1 を賜った。国妃馬氏佐敷按司加那志から大親が派遣され、特別に官香 5 把、島紬 1 端、焼酎小壺を賜った。
	乾隆 23 年（1758）戊寅 6 月 20 日	正室の向氏思乙金が亡くなったので、送葬の際に、国祖母毛氏聞得大君加那志、国母馬氏佐敷按司加那志、国妃向氏野嵩按司加那志からそれぞれ女官が派遣され、御香 5 本、御花 1 籠、御

		玉貫 1 双を祭賜された。
	乾隆 30 年 (1765) 乙酉 10 月 7 日	天寿を全うした。76 歳。向諄と号し、平良墓に葬られた。8 日、送葬の日に国王から使者が派遣され、御香 5 本、御花 1 籠、御玉貫 1 双を祭賜された。
四世朝宜	乾隆 12 年 (1747) 丁卯 8 月 7 日	父朝榮の家統を継いだことで、名護間切総地頭職に任ぜられ、知行高 100 斛を賜った。同 19 日、前例通り国王に奥御書院で謁見し、御花 1 籠、御玉貫 1 双を献上した。その際、国王から御書院奉行が使者として派遣され、御花 1 籠、御玉貫 1 双を賜った。国母毛氏聞得大君加那志、国妃馬氏佐敷按司加那志からそれぞれ女官が派遣され、御花 1 籠、御玉貫 1 双を賜った。
	乾隆 14 年 (1749) 己巳 3 月 21 日	薩州太守宗信公が中將へ官位昇進したので、その慶賀の儀式（へ参列する）ため薩州へ赴くよう命じられる。5 月 16 日、三平等御願のために国王ならびに国母毛氏、王妃馬氏からそれぞれ使者が派遣され、御花 1 籠、御玉貫 1 双を賀賜された。19 日、国王から使者が派遣され、贐として大平布 3 疋、焼酎 1 壺 (50 盃) を賜った。国母毛氏ならびに王妃馬氏からそれぞれ使者が派遣され、贐として大官香 5 把、綿子 1 把、焼酒 1 壺 (毎壺 30 盃) を賜った。この時、国の接待儉約のため、前例よりも減らされた。また、国王から内使が派遣され、金入緞子、二紳緞子、四紳緞子、小帯 3 条を賜った。王妃から内使が派遣され、二十升紺嶋布 1 端、二十升白細上布 1 端を賜った。20 日、餞別の宴を賜った。21 日、国翰を受けとり、乗船を開始した。そこで、国王ならびに国母毛氏、王妃馬氏からそれぞれ使者が派遣され、御花 1 籠、御玉貫 1 双を賀賜された。22 日、内院にて餞の宴を賜った。6 月 3 日、那覇を出港した。この際に国王ならびに国母毛氏、王妃馬氏からそれぞれ使者が派遣され、御花 1 籠、御玉貫 1 双を賀賜された。5 日、板敷祝いの際に国王ならびに国母毛氏、王妃馬氏から

		それぞれ使者が派遣され、御花 1 籠、御玉貫 1 双を賀賜された。12 日に山川に到着した。
	乾隆 15 年（1750）庚午 12 月 15 日	読谷山間切の按司の采地で採れた石銭 1 年分を賜った。
	乾隆 18 年（1753）癸酉 12 月朔日	勝連間切の按司の采地で採れた石銭 1 年分を賜った。
	乾隆 20 年（1755）乙亥 1 月 25 日	知高 50 斛を追加で賜った。2 月 11 日、前例に従って朝廷を参拝し、国王に奥御書院で謁見し、御花 1 籠、御玉貫 1 双を献上した。国王から御書院奉行が派遣された際に、御花 1 籠、御玉貫 1 双を賀賜された。国祖母毛氏聞得大君加那志、国母馬氏佐敷按司加那志、国妃向氏野嵩按司加那志からそれぞれ女官が派遣され、御花 1 籠、御玉貫 1 双を賜った。
	乾隆 30 年（1765）乙酉 4 月 6 日	死去。享年 58。向良と号した。7 日、送葬の日、国王から使者が派遣され、御香 5 本、御花 1 籠、御玉貫 1 双を祭賜された。
五世朝長	乾隆 18 年（1753）癸酉 2 月 17 日	名護間切長田の名ならびに儀者 2 人、赤頭 4 人を（付き人として）賜った。3 月 13 日に敲髻を結った。前例に従って謁見し、国王に御書院で御花 1 籠、御玉貫 1 双を献上した際、国王ならびに国祖母毛氏聞得大君加那志、国母馬氏佐敷按司加那志からそれぞれ使者が派遣され、御花 1 籠、御玉貫 1 双を特別に賜った。同年 9 月 17 日、向氏思戸金を娶った際に、国王から使者が派遣され、正室に御花 1 籠、御玉貫 2 双をともに特別に賀賜された。
	乾隆 19 年（1754）甲戌 1 月	御年頭祝い儀式のため、国王ならびに国祖母馬氏から使者が派遣され、御花 1 籠、御玉貫 1 双をそれぞれ特別に賀賜された。以後、このように毎年賜った。
	乾隆 24 年（1759）己卯 12 月朔日	寺社奉行職に任ぜられ、役知行高 20 斛を受領した。7 日に朝廷を参拝し、国王ならびに国母馬氏、国妃向氏野嵩按司加那志からそれぞれ女官が派遣され、御花 1 籠、御玉貫 1 双を賀賜された。
	乾隆 26 年（1761）辛巳	楊氏真松金を娶った際に、国王から使者が派遣

	8 月 18 日	され、正室へ特別に御花 2 籠、御玉貫 2 双がともに賀賜された。この日、国祖母毛氏、国母馬氏、国妃向氏からそれぞれ使者が派遣され、正室へ特別に御花 2 籠、御玉貫 2 双がともに賀賜された。
	乾隆 30 年（1765）乙酉 6 月朔日	父朝宜の家統を継いだことで、名護間切総地頭職に任ぜられ、知行高 100 斛を賜った。11 日に前例に従って謁見し、国王に御書院で御花 1 籠、御玉貫 1 双を献上した際に、国王から御書院奉行が派遣され、御花 1 籠、御玉貫 1 双を賜った。この日、正室に国祖母毛氏、国母馬氏、国妃向氏からそれぞれ女官が派遣され、御花 1 籠、御玉貫 1 双をともに特別に賀賜された。
	乾隆 36 年（1771）辛卯 12 月 7 日	祝賀のため、敬様の降誕の儀式で使者となるよう命じられた。翌年 5 月 13 日、三平等許願の日に国王ならびに国母馬氏、王妃向氏、世子中城王子からそれぞれ使者が派遣され、御花 1 籠、御玉貫 1 双を恭しく賀賜された。以後、従来通り、旅のたびに祝賀を賜った。
六世朝寛	乾隆 35 年（1770）庚寅 9 月 24 日	敬髻を結び、名護間切長田の名嶋を賜った。28 日、祝賀のため恭しく国王ならびに国母馬氏聞得大君加那志、国妃向氏佐敷按司加那志からそれぞれ使者が派遣され、御花 1 籠、御玉貫 1 双を賀賜された。

表 3 『新参淑姓家譜支流手登根家』 乾隆年間事柄及び下賜品

人物名	年月日	事柄・下賜品
二世順安	乾隆 15 年（1750）庚午 9 月 8 日	婚姻の礼を行う際に、国王から使者が派遣され、御玉貫 2 双を内院より賀賜された。国祖母毛氏聞得大君加那志、国母馬氏佐敷按司加那志からそれぞれ御玉貫 2 双ずつ賀賜された。
	乾隆 17 年（1752 年）壬申 10 月 6 日	聞得大君御殿内院御包丁となり、赤八巻を頂いた。拝謝の儀式の際に、国王ならびに国祖母から使者が派遣され、それぞれから御玉貫 1 双を賀賜された。
	乾隆 23 年（1758 年）戊寅	三平等立願の際に、国王ならびに国妃向氏野

	2 月 9 日	嵩按司加那志から使者が派遣され、それぞれから御玉貫 1 双を賀賜された。ならびに、国王から贐として短香 15 把、上布 1 疋を賜った。また、国妃から贐として白羽扇子 1 箱、短香 10 把を賜った。内院より国祖母、国母から使者が派遣され、御玉貫をそれぞれから 1 双ずつ賀賜された。国祖母から贐として上布 1 疋、練芭蕉布 3 端を賜った。
	乾隆 23 年（1758 年）戊寅 4 月 8 日	那覇を出港する際、国母から使者が派遣され、御玉貫 1 双を賀賜された。板敷祝いの際に、国王ならびに国母から使者が派遣され、それぞれから御玉貫 1 双を賀賜された。以後、国母から旅ごとに祝賀を賜ったが、その詳細については記さない（省略する）。
	乾隆 25 年（1760）庚申 10 月 22 日	帰国時、国王ならびに国母から使者が派遣され、御玉貫 1 双をそれぞれから賀賜された。
	乾隆 26 年（1761）辛巳 6 月 10 日	間得大君御殿御包丁となり、筑登之座敷に任ぜられた。拝謝の儀式の際に、国王ならびに、国祖母、国母から使者が派遣され、御玉貫 1 双をそれぞれから賀賜された。
	乾隆 29 年（1764）甲申 1 月 7 日	歳日祝いの儀式により、国母から使者が派遣され、御玉貫 1 双を賀賜された。もとより、向氏読谷山王子朝恒に随従し、江戸へ赴く際に賜ったものである。同 4 月 19 日、三平等許願の際に、国王ならびに国祖母間得大君加那志、国母馬氏佐敷按司加那志、国妃向氏野嵩按司加那志からそれぞれ使者が派遣され、御玉貫 1 双を賀賜された。前例通り、旅ごとに祝賀を賜った。同年 5 月 18 日、国王から中官香 5 把、上布 1 疋、国祖母、国母、国妃から白羽扇子 1 箱、短香 10 把をそれぞれ使者が派遣され、餞賜された。
	乾隆 35 年（1770）庚寅 6 月朔日	砂糖座筆者となり、同七日、朝廷を参拝した。国王から女官が派遣され、御玉貫 1 双を賀賜された。もとより御近習筆者として勤めていたためであった。

	乾隆 36 年（1771）辛卯 11 月 29 日	御側仕となり、月に糧米 1 斗 2 升、毎年夏に衣装ならびに筆、紙、墨をそれぞれ賜った。
	同年 12 月 9 日	黄冠に叙せられ、同 17 日に朝廷を参拝し、国王ならびに国母馬氏聞得大君加那志、王妃向氏佐敷按司加那志、王世子尚哲公から使者が派遣され、御玉貫 1 双をそれぞれから恭しく賀賜された。
	乾隆 38 年（1772）癸巳 9 月 11 日	王世子尚哲公が薩州で国分煙草 7 把を贈賜された。
	乾隆 39 年（1773）甲午 6 月 11 日	王世子尚哲公の御側仕に転任したので、10 月 10 日に世子からお土産として扇子 1 箱、煙草 10 把、形付木綿布 1 端、色木綿布 1 端を賜った。同日、（王世子尚哲公の）正室から形付木綿布 1 端、輪鉸 1 匁、煙草 10 把を賜った。
	乾隆 41 年（1776）丙甲 5 月 8 日	不禄（死去）。享年 47。通心と号した。同日、国母から使者が派遣され、米 2 俵、銭 300 貫文を恭しく賜った。翌日の葬送の際に、国王ならびに国母、国妃、世子妃王妃汀間按司加那志からそれぞれ使者が派遣され、御香 5 本、御玉貫 1 双を祭賜された。かつ、国母からは、三十五日、四十九日、百箇日に当たるごとに、御香 5 本、御玉貫 1 双、御菓子 1 重をそれぞれ恭しく祭賜された。
三世順榮	乾隆 39 年（1773）甲午 8 月 25 日	婚礼の儀式のため、国母から使者が派遣され、御玉貫 1 双を賀賜された。
	乾隆 47 年（1782）壬寅 12 月朔日	宮古御蔵筆者となり、同 5 日に朝廷を参拝し、国王が御内証より御玉貫 1 双を賀賜された。
三世順和	乾隆 53 年（1788）戊申 6 月 10 日	大宜見王子朝規が薩州へ赴く際に随従し、国王より贐として大平布 1 疋、同 19 日に世子尚哲公から銅板斉 1 端、世子妃向氏汀間按司加那志から白羽扇子 1 箱、官香 5 把を恭しく賜った。

V. 考察、分析

上記の表 1～3 から各々がどのような下賜品をいくつ拝領したのかについて抜萃し、さらに下記の表にまとめた。また、双方の表を用いて考察・分析を行なった。

表 4 乾隆年間 下賜品個数

家譜名 下賜品	呉姓家譜支流新田家	向姓家譜正統名護家	新参淑姓家譜支流手登根家
御玉貫 うたますき	13 双	53 双	33 双
御香	20 本	25 本	45 本
御塩粥	4 器		
御染物	8 重		
短香			55 把
上布			3 疋
白羽扇子 しらばねせんす			5 箱
練芭蕉布			3 端
中官香			5 把
糧米（毎月）			1 斗 2 升
衣装（毎夏）			○ ⁴
筆・紙・墨（毎夏）			○
国分煙草			7 把
扇子			1 箱
煙草			20 把
形付木綿布			2 端
輪鉸			1 匁
米			2 俵
銀			300 貫文
御菓子			3 重
大平布		6 疋	1 疋
銅板齊 とんぴやんさい			1 端
官香		15 把	5 把
御掛物		1 幅	
太平布		3 疋	
焼酎		4 壺	
島紬		4 端	
島紬上布		1 端	
白細上布		1 端	
綿子		4 把	

⁴ 賜った数量の記載なし。

焼酎小壺		2	
みはな 御花		52 籠	
大官香		10 把	
きんいりどんす 金入鍛子		○	
二紳鍛子		○	
四紳鍛子		○	
小帯		3 条	
二十升紺嶋布		1 端	
二十升白細上布		1 端	
石銭		2 年分	

表 4 のように下賜品を抜萃し比較したところ、多くの物品が下賜されているとともに、下賜された背景や人物の位階・役職によって物品や数量に差異が生じていることが窺えた。

V-I. 共通する下賜品

多数ある下賜品の中で、家譜 3 冊全てに記載のあった物品は「御玉貫」と、「御香」の 2 品のみであった。これらを賜る際の事象を分析したところ、「御玉貫」は、冠婚葬祭全般や新しい役職に就いたなど、あらゆる場面で下賜されていたことが分かった。一方で「御香」は、葬送や法要の際に下賜される物と判明した。しかし、香の中でも大官香や中官香、短香は、薩摩や江戸への旅の贍として賜っていたことが分かった。このことから、同じ香でも下賜された背景や目的・用途に応じて種類が使い分けられていることが明らかとなった。

V-II. それぞれの下賜品

「御花」や「御塩粥」、「白羽扇子」等、それぞれの家譜にしか記載のない下賜品もある。『向氏家譜名護家』に記載されている「御花」は、下賜数が 52 籠となっており、御玉貫の下賜数である 53 双と非常に近いので、共に下賜されていたと考える。この推測を基に表 2 を参照したところ、全ての事柄で「御花」と「御玉貫」が揃って下賜されていたことが明らかとなった。下賜数に差が生じているのは、乾隆 18 年 (1753) 9 月 17 日の向氏思戸金を娶った際に、国王から御花 1 籠、御玉貫 2 双と御玉貫を多く下賜されていたからである。それに加えて、『向姓家譜名護家』にしかみられないことから、王家と血縁関係にある者のみに下賜されたと推測できる。しかし他の家譜を調査していないため、引き続き調査しながら関係性を明らかにしていきたい。

次に「御塩粥」は、『呉姓家譜新田家』以外の家譜にはみられなかったが、『向姓家譜名護家』の乾隆年間外の時代で存在が確認された。これについては、共通点を探し出すことで明らかにできると思うので、今後詳しく調査していきたい。

最後に、『新参淑姓家譜手登根家』にのみに記載のあった「白羽扇子」は、全て薩摩や江戸へ赴く際の贄として下賜されていた。さらにこの扇子は、国祖母や国母、国妃、世子妃など王家の女性達からの贈り物だったと判明した。

このように、家譜 3 冊の内容を比較することで、事象に応じた下賜品の傾向を掴むことができた。また、「御玉貫」や「御香」等、共通の下賜品以外にも、家柄によって下賜品が異なっていたことも知ることができた。

VI. 今後の展望

これからの展望として行うことは主に 3 つあると感じた。一つ目は、今回調査することができなかった下賜品の詳細について調べることで、こういった下賜品なのか、何に使用されるか等の具体性をより明らかにし、下賜品自体を掘り下げることである。次に、物品の下賜傾向をより把握するという点から、幅広い時代での調査を検討する必要があると考える。最後に、今回は家譜 3 冊を通して集計を行なったが、それでは偏りが出てしまうことや、調査できる下賜品が少数に留まる等の問題が生じてしまう。これらを解決するために、久米村・泊・那覇士族等の多様な家柄の家譜を用いて多角的に調査する必要があると感じた。従って、今後はこの 3 点に焦点を絞って調査していきたいと考える。

VII. 終わりに

今回の研究では、翻訳作業や集計作業といった難解で複雑な作業が多く、非常に悩まされる場面が多々あった。それに加えて作業量も膨大で、3 人の結束なしでは完成させることはできなかったと強く感じる。それぞれの考えを基に議論し、合意形成を図った時間は貴重なものであり、私たちを大いに成長させてくれた。またいつか共に研究することがあれば、力を合わせてより壮大なテーマに挑み、喜びや苦悩を分かち合いたいと考える。

VIII. 参考文献、調査協力

<家譜史料>

『呉姓家譜支流新田家』那覇市歴史博物館所蔵

『呉姓家譜支流 新田家文書（家譜関係文書）』那覇市歴史博物館

『向姓家譜正統名護家』沖縄県立図書館所蔵

『向姓家譜大宗名護家』那覇市歴史博物館所蔵

『新参淑姓家譜支流手登根家』那覇市歴史博物館所蔵

『淑姓家譜支流宇江城家』那覇市歴史博物館

<参考文献>

『特集 族譜 家系と伝説』アジア遊学（67）、遊誠出版、2004 年

『王代記』琉球史料研究会、1956 年

赤塚他編『角川新字源改訂版』角川学芸出版、2007 年（1968 年初版）
 伊禮春一編『琉球家紋系図宝鑑』琉研「沖縄家紋研究会」、1992 年
 沖縄県姓氏家系大辞典編纂委員会編『沖縄県姓氏家系大辞典』角川書店、1992 年
 沖縄県教育庁文化課編『蔡温本中山世譜』沖縄県教育委員会、1986-1987 年
 沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典』上中下巻、沖縄タイムス社、1983 年
 児玉幸多編『くずし字用例辞典普及版』東京堂出版、2002 年（初版 1981 年）
 武智方寛『沖縄苗字のヒミツ』ボーダーインク、2012 年（初版 2011 年）
 田里修『土地に見る琉球・沖縄の歴史：田里修教授講義録』榕樹書林、2019 年
 田名真之「琉球家譜の成立とその意義」『沖縄史料編集所紀要（4）』
 沖縄県沖縄史料編集所、1979 年、pp.1-32
 田名真之『沖縄近世史の諸相』ひるぎ社、1992 年
 田名真之「琉球家譜の成立と門中」『系図が語る世界史』青木書店、2002 年、pp.91-117
 名護碑文記編集委員会編『名護碑文記』名護市教育委員会、2001 年（初版 1987 年）
 那覇出版社編『沖縄家紋集』那覇出版社、1998 年
 那覇出版社編『沖縄門中大事典』那覇出版社、1998 年
 宮城他編『わかりやすい兼久田門中のお話』1982 年
 諸橋轍次『大漢和辞典』全 12 巻、大修館書店、1986 年（初版 1959 年）
 世富慶字誌編集委員会編『世富慶誌』世富慶字誌編集区、2012 年

<調査協力>

前田舟子（沖縄大学法経学部講師）
 田名真之（沖縄県立博物館館長）
 川武当門中（向姓名護家関係門中）

IX. 指導教員コメント

3 人が本研究に着手するきっかけはまさに運命的なものであった。彼／彼女らは、法経学科に新設された地域社会コースの一期生であり、偶然にも 2 年ゼミ（前期）のゼミ長・副ゼミ長でもあった。前々から「沖縄の苗字と地名」をゼミのテーマにしたいと思っていたところ、私の願望的呟きを手登根さんが覚えてくれていて、ゼミ初日に提案してくれた。これがすべての始まりである。ゼミ初日に新田君が私に「家譜ってどうやって調べればいいですか？」と質問してきたが、初めて学生側から聞く「家譜」という言葉に私は衝撃を覚えた。驚きはさらに続き、聞けば、兼城家は王家の末裔だと言うし、手登根家は王家を支えた乳母の子孫だと言う。そこで、家譜を持っている“貴重な”3 人に本学の琉球弧研究支援制度を勧め、半ば強引に共同研究を行わせた。

那覇市歴史博物館での家譜収集からスタートし、続いて、家譜の原文の翻刻、日本語訳

を行った。夏休みにはフィールドワークを実施し、3人の先祖の墓を調査したり、関連資料を収集したりもした。当初は、大学院生でも解読が困難な琉球家譜を、果たして学部2年生が解読できるのか、という不安もあったが、3人は見事に私の予想を裏切ってくれた。王家末裔の兼城家と、王族の乳母の末裔である手登根家には、王家を通して繋がりがあることが判明したので、それをまとめて12月に法経学科のゼミナール大会で発表させたところ、2人は見事にグランプリを獲得した。それだけでも大変なのに、学期末の多忙な中で3人が協力して最後の仕上げである「家譜からみる3人の共通点」を探し出し、毎日夜遅くまで研究を重ねていた。そうした苦労が実を結び、本報告書が完成した。

本研究で注目すべき点は、尚家から頂いた下賜品の比較分析である。3冊の家譜から、下賜品の項目をすべて抽出し、その数量や内容の分析を行い、その上で「下賜」という行為そのものの背景や状況分析まで行っている。特に、3人の先祖が尚家から頻繁に下賜されていた「御玉貫」に関して、一品単独の下賜ではなく、「御花」とセットで下賜されていることに注目できたことは、素晴らしい着眼点であった。そして、下賜数に差が生じる要因として、婚礼祝いなどの出来事が関係していることや、王家との血縁関係の有無が関係していることを明らかにした点こそ、本研究における最大の研究成果であったと思う。

3人それぞれが自分の家譜だけに着目しては気づかない点を、共同研究を通じて異同項目を線で繋いでいき、最終的に「乾隆年間」という時代限定ではあるが、同時代を生きた3人の先祖たちの功績を立体的に描いたことで、琉球史の世界を現代に蘇らせることができた。その意味で、3人の研究は、学部生ながら本格的な琉球史研究へと昇華していく基礎研究としても位置づけることができる。とはいえ、3人の家譜研究はまだスタートしたばかりで、多くの課題を残しているため、今後も継続して家譜研究を行い、個人の家譜から琉球王国の多面的な世界を掘り下げていってほしいと願っている。

(法経学科 前田舟子)